九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

海外短期プログラムの渡航手続を巡って ： 国籍で異なる査証取得と旅券紛失の対策はどこまで

鈴木, 右文
九州大学大学院言語文化研究院

https://doi.org/10.15017/2230946

出版情報：英語英文学論叢. 69, pp.37-52, 2019-03-15. Department of English, Faculty of Languages and Cultures, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

海外短期プログラムの渡航手続を巡って

── 国籍で異なる査証取得と旅券紛失の対策はどこまで ──

鈴 木 右 文

1．はじめに

日本の大学に在籍する学生を海外の短期プログラムに送り出す場合、渡航の手続き上必要な準備が様々あるが、特に査証と旅券の問題について、担当者が全く無知であるわけにはいかず、どこまで準備すべきかも問題である。海外渡航には原則として査証が必要だが、海外短期プログラムでは通例、一定の条件の下に正式な査証取得が不要で簡易な取扱いで済むことが多い。また、海外プログラムにおいて、現地で旅券の紛失が生じることが考えられるが、その際に現地で必要な行動の準備はどこまで必要か。また、これらの点は、日本の大学から送り出す参加者が、日本国籍を持たない場合には複雑な様相を呈する。筆者が運営するプログラムでは、これまで参加学生が日本の国籍を持つ者ばかりの均質的な集団を構成していたため、査証取得の問題や旅券紛失時の対応方法はシンプルなものであったのだが、それは国際化の時代である現在、偶然の産物なのであって、日本国籍ではない参加者の場合についても準備する必要があると考えられる。本稿は、参加者や運営担当者の注意すべきことについて考察することを目的としている。

しかし本稿は、残念ながら、そうした海外短期プログラム一般における世界各国への渡航を網羅したガイドを目指すものではない。筆者は九州大学言語文化研究院において、「ケンブリッジ大学英語・学術研修」[1]（以下本研修と呼ぶ）を長年にわたって担当しているが、現在では部局のプログラムとしての位置付けで運営しているものの、本来は前任者の個人的努力によって開拓されたものであり、特定の担当教員個人が企画・

1　1996年に当時の廣田稔九州大学言語文化部教授が創立。筆者は1999年度から随行するようになり、2000年代半ばに主担当となった。このプログラムの詳細については http://yubunsuzuki.com を参照。鈴木（2013）も参考になるが、細かいところで情報が古くなってきている。

運営のすべてを事務部を一切介さずに行ってきているため、すべてが担当教員の知識と技量の範囲内で行われている。本稿はこの経験に基づいた考察となるため、大学の事務部や国際関係担当部局が全学的な統括のもとに実施しているような場合にはすでに既知のものとなっている内容ではないかとも考えられるが、形式上は講座や部門や部局の単位で行われていても、事実上個人で運営しているケースも少なからずあると思われる[2]。現に本研修では、海外業務に専門性を持たない筆者が主担当となって、問題に出くわすたびに、必要な情報を集めながら運営してきている。各大学には海外短期プログラムに必要なノウハウをひとそろい持つ部署があるはずであり、理屈の上では、そうした部署の力を結集すれば大抵のことが予めわかるはずなのだが、実際には、新しい問題に出会うごとに必要に応じて適切な部署に問合せをしながら、手探り状態で準備を進めざるを得ないケースもある。本稿では、まさにそのような状態であった筆者が、本研修に関して出会った査証と旅券の問題について扱うことに意味があると考え、あえて筆者の調査・考察について稿を起こすこととした。

但し本稿は、本研修についての詳細を扱うことにはなるのだが、上述のとおり、一般論をまとめたハンドブック的なものを意図したものではなく（その力は筆者にない）、また制度は常に変更の可能性を伴うものであり、あくまで参考に留めるべきものであることをお断りしておきたい。ひとつ例を挙げれば、同じ教育機関からの学生派遣でも、高校生の場合では、年齢等によって保護者の承諾書の類を入国時に提示しなければならないといった相違点が出てくる。従って実際には個別のケースできちんと確認をしなければならない。本稿はその確認作業そのものを指

2　海外短期プログラムの類別には、運営主体の他、運営費用の出所、参加費用に対する大学からの支援の有無、参加学生人数の規模、現地研修の期間と季節、授業期間を休んで参加するか長期休業期間中の実施なのか、現地プログラムが語学と専門分野のいずれが主体であるか、送り出し側大学が学生に留学義務を課しているかどうか、送り出し側大学の授業科目の単位となるかどうか、なるとした場合既存科目への認定によるのか研修自体が科目扱いなのか、送り出し側が単一の大学か複数の大学で構成されているか、関連する事務を大学が担当するのか業者に外注しているのか、事前研修の有無や内容、現地での宿泊形態（寮かホームステイか）、現地でのオフの日の過ごし方、引率者の有無など、実に様々の観点がありうる。日本の大学での実施体制の調査・分析も今後の課題となってくるであろう。

南するものではなく、どういったことに注意が必要か、対応すべきはどこまでかといったことについてのヒントとしていただくものと御理解いただきたい。

また、本研修への日本以外の国籍を持つ参加者には、査証や旅券にかかわる詳細に関して情報提供をいただいたことについて感謝を申し上げたい。プライバシー保護の観点から実名や出身国を挙げることは控えるが、提供された情報に基づいて本稿を執筆すること自体に関しては承諾を得ている。

２．本研修における従来の査証と旅券の取得（日本国籍者）

本研修では、これまで査証や旅券に関わる問題に本格的に取り組んだことはなかった。参加者が全て日本国籍を有する均質な集団であったため、特に例外的な取扱いに留意する必要がなかったからである。

従来の取扱方法であるが、８月から９月にかけての現地研修を前に、前年11月頃受入人数等を含めて契約書を取り交わし、５月頃の参加者からの入金を受けて参加確定とし、旅券上の氏名スペル（旅券とこの登録と航空券申込書でばらばらなスペルでは困る）や旅券番号や国籍等を含めた参加者情報を受入先である英国ケンブリッジ大学ペンブローク・カレッジの国際プログラムオフィスに登録する[3]。毎年８月の出発日の２ヶ月ほど前には visa letter と同オフィスが称する書類が全参加者分送付されてくる。この visa letter は、英国の入国手続きで定められている、高等教育機関によるプログラムへの受入を証明する書類に当たる。

この visa letter の文面は、参加者の氏名と生年月日が記載されている他は同一である（引率教員には異なる文面）[4]。内容としては、同カレッジが、当該参加者について、同カレッジが開催する夏期プログラム（期間

3　本来は英国風にペンブルック・カレッジと表記すべきところだと思われるが、最初に偶然ペンブローク・カレッジと表記して以来、特に変更することなくそのままになっている。

4　2017年夏の現地研修分までは、visa letter に旅券番号の表示があったが、2018年分からはそれが省略されている。引率者の場合の visa letter は、Official Acceptance Letter for Accompanying Staff Member の表題のもと、氏名と国籍に続いて、明記した期間の特定のプログラムの引率者としてカレッジが招致していることと、滞在費食費が前もって支払われていること（実際は受入側が負担）を述べている。

が明記されている）に参加することを証明し、授業料および滞在費（寮費、食事代）の入金が済んでいるために滞在に問題がないことを述べ、当人に「プログラム終了後30日以内もしくは入国後６ヶ月以内のどちらか早い方までに英国を出国しなければならない」ことを通知していることを証したものである。基本的にA4サイズで１枚表面だけの印刷文面で、サインはペンブローク・カレッジの国際プログラムオフィスの長である教員のものであり、直筆ではなく、見た限りスタンプによる押印になっている。

そして英国での入国審査の際、旅券（本人認証）[5]と visa letter（滞在期間、滞在目的、滞在場所、授業料・滞在費支払い済みの証明）と航空券 e チケット（帰国費用支払い済みの証明）と航空機内で入手・記入した

5　旅券の残存期間は、プログラム（23日間）終了の日付から31日間か、あるいは査証（short-term study visa）の有効期間である６ヶ月間か、短い方が適用されるので、54日間あればよく、参加者には入国から最低２ヶ月必要、できれば３ヶ月と案内している。Short-term study visa の期限である６ヶ月以上残っていれば理想的であろう。利用航空会社系列の旅行業者の旅行申込書等には入国時３ヶ月以上と記載してある。参加者の旅券残存期間がぎりぎりのケースでは、取得しなおしてもらい、石橋をたたいて渡るのが集団内での行動としては正解だと思われる。

このときに注意が必要なことがある。業者に旅行申込書を送付する際やカレッジの国際プログラムオフィスへ参加者情報を伝達する際には旅券番号が必要になるのだが、それらの期限までに旅券を入手しようとした場合、ぎりぎりの旅券申請時期の前後で成人になる参加者が要注意である。未成年の場合は５年期限の旅券に限定されるが、成人であれば１年あたりの料金が安い10年期限の旅券を選択することが可能なため、こうした参加者がぎりぎりの日程で旅券の申請を行い、期限までに入手できなくなる可能性がある。このような可能性のある参加者が含まれている場合には、団体行動の一環であることを伝えて、予め余裕をもって申請するように指導すべきである。運営側がかなりの余裕を見て情報伝達の締切を設定すればよいだけのことにも見えるが、予約している団体航空券は、キャンセル発生時になるべくキャンセル料が発生しないようにするために、発券（発券には旅券のコピーが業者から要求される）をなるべく遅らせたいものであり、ことさら締切を早くして10年期限が充分可能なのに５年期限のものを取らせるのは参加者の不利益になる。では情報伝達の締切をもっと遅くすればよいかというと、旅券取得遅延問題の他、燃油サーチャージの問題で一定の時期より遅くできない可能性もある。燃油サーチャージは発券時点でかかるものだが、例えば６月になると値上がりすると予告された場合は、５月までに発券として航空料金の抑制をはかる必要が生じるので、情報伝達の締切の繰り下げに歯止めがかかる。

入国カードを示し、旅券に short-term study visa（英国の場合６ヶ月未満）の押印と入国時の利用空港（ロンドン・ヒースロー）の押印を受ける。これらの押印がないとケンブリッジ大学でのプログラムが受講できなくなるため、参加者には、その場で２つの押印を確認し、受けられなかった場合は直ちに入国審査官に請求するように事前に何度も指導し、入国審査に並ぶ直前にも確認する。

受入先では、プログラムの始まる前に、visa letter と旅券の検分を受ける。ここで short-term study visa の押印と入国時の利用空港の押印が確認できなければ、プログラムに参加することが認められないことになる。

３．日本国籍者が旅券を紛失した場合

研修グループが日本国籍の参加者だけで構成されているならば、英国で旅券を紛失した場合（あるいは盗難にあった場合）の取扱いは比較的把握しやすい。

まず時期によって対応が分かれる。旅券の再発行には時間がかかるため、その期間（１週間程度）を見込んでも帰国に充分間に合うのであれば、在英国日本国大使館（または領事館）で手続きの上、再発行を受けるのが常道である。この場合は、帰国後再びその再発行された旅券で海外へ渡航することもできる。

もし再発行では間に合わない危険性があるという場合には、在英国日本国大使館（または領事館）にて、帰国のための渡航書の発行を受ける。発行から１週間程度が有効期間となるので、あまり早い時期に発行してもらっても、帰国前に有効期間が切れてしまう。帰国のための渡航書では、英国から日本へ帰国すること自体は可能であるが、旅券は失効状態で、改めて旅券の発給を受けないと再び海外へ渡航することはできない。

また、帰国当日に旅券を紛失した場合（または盗難にあった場合）は、よほど夜間の航空便でもない限り、帰国のための渡航書が間に合わない。この場合は航空券を後日に先延ばしし、１泊またはそれ以上必要なだけ余計に（週末が関係しているときは長くなる）滞在せざるを得ない。この場合、航空機の遅延が原因（その場合は必要に迫られた緊急の宿泊代等数万円までが海外旅行保険で支払われるのが普通である）ではないので、海外旅行保険がどこかの時点で切れる可能性がある。このケースについては本稿の考察対象外とする。

なお、上記の場合では、参加グループの帰国日から後はグループと別行動とせざるを得ないわけだが、緊急事態と言えるので、受入先に別行動になってから以降新たな帰国日の現地空港到着までのアテンドをお願いせざるを得ない。

問題は、帰国のために空港へ到着したところで紛失に気がついた（盗難にあった）場合である。動揺する参加者をひとり（万一のことなので複数名ということはきわめて考えにくい）空港に置き去りにして引率者がグループ本体とともに帰国するか、それとも本体を引率者なしで送り出し、動揺する参加者へのアテンドに回るかのどちらかとなるだろうが、こういう事態が起きたときにどうするかの手順を予め考えておくとよいと思われる。そしてそれを研修参加の了解事項として本人や御家族にお知らせしておくとよい。恐らくは引率者も残る手順と定めておき、予め引率者なしで出国する手順をグループ全体に周知しておく方がよいだろうと思われる[6]。あわせて、現地受入先を帰国で出発する直前に、旅券の所在を確認しておくことが必要である[7]。

また、旅券の再発行を受ける場合は、申込と受取の２回大使館等に本人が出向かなければならないのだが、帰国のための渡航書では申請書類が整っていれば恐らく申し込んだ日に発行されると思われ、本人が手間を惜しんで、比較的早いうちに旅券紛失がわかっても（あるいは盗難に

6　本研修の場合には、2018年度より東京の成蹊大学との共同現地プログラムとなっているため、引率者が合計２名となっており（両大学で利用航空便は別になる可能性があるが、その場合もあまり時刻の差のないものとすることになっている）、万一帰国時の空港で紛失（盗難）が発生した場合は、残留する参加者にはその参加者の所属大学の引率者が付き添い、そうでない大学の引率者が両大学の本体に同行するという分業ができるであろう（航空便が分かれても時刻が近いので出国手続等は共同でひとりの教員の監督のもとでもできる）。

7　帰国時には様々のトラブル発生の可能性がある。これまで、滞在中の部屋に携帯を置き去りにしたケース、バスの中に財布を忘れたケース、全く他人のスーツケースを空港へ向かう借り上げバスに積み込んでしまうケース（空港から特急の宅配便で返送した）などがあった。これらをきっかけに本研修では、帰国当日の受入先の部屋の退去時刻から出発時刻までの間に、現地スタッフと引率教員とで、参加者が使用した部屋の確認を行うこととしており、空港ではバスを降りた後座席周辺の確認を引率教員が行うことにしている。また、出発直前まで荷物を集めておく部屋には、始めから他の荷物が置いてないことを確認することにしている。

遭っても)、帰国のための渡航書の取得で済ませようと考えて、再発行を直ちに受ける場合よりも長い期間を旅券のない状態で過ごそうと考えてもおかしくない。しかし、海外では命の次に重要な身分証明書としての旅券を、再発行が可能なのにことさら所有しない期間を長くするのはとんでもないことである。それどころか、大抵の参加者は英国のレールパスで3回ある週末のうち2回ほど英国内を旅行するのだが（その場合の安全対策は稿を別にするほどたくさんある)、レールパスの使用には外国人であることを証明する旅券の携行が義務づけられているので、旅券を持っていない期間はパスが利用できない[8]。従って、旅券紛失（盗難）の際は、直ちに行動を起こすように指導すべきである。

こうした対応にあたって、いくつか注意しておきたいことがある。まず、受入側の責任者との連絡調整を必ず行うことである。再発行により旅券番号が変更になれば、受入側でも新たな検分の必要が生じるといった手続き上の問題もあるが、契約上もこういった旅券紛失（盗難）の際の対応の責任がどこにあるかなどとどいうことを明記してあるわけではないので、逐一報告して相談すべきである。

次に在英国日本国大使館・領事館の開館日である。平日ならいつでも開いているという日本での感覚でいると、現地独自の休日に気がつかない。英国には銀行休日があり、イングランドでは8月の最終月曜日は大抵休日で、日本国大使館・領事館も休館となる。

続いて、旅券の再発行や帰国のための渡航書の発行のために必要な書類である[9]。まず、英国では紛失と盗難の区別が必要で、紛失の届は（日本と異なり）現地の警察が2014年9月からは受け付けなくなったため[10]、顛末については大使館・領事館にある書式に本人が記載することになる。盗難の場合は、最寄りの警察署に届け、police report を発行しても

8　実際には列車を利用中に検札はあっても旅券の提示が求められることは考えにくいが、だからといって未携行でよいはずはない。レールパスによって鉄道駅窓口にて列車座席の指定を受ける場合には旅券の提示が求められることになっており、実際のところ筆者も提示を求められたことがある。英国では一般に、検札で有効な切符を所持していない場合の罰則が日本よりも厳しく、絶対に旅券なしでレールパスを使用すべきではない。

9　必要書類の確認には在英国日本国大使館 HP を参照した。

10　以前は紛失でも現地警察への届け出が必要であった。

らって大使館・領事館に提出する必要がある。これらの他、「紛失一般旅券等届出書」（帰国のための渡航書の場合はさらに「渡航書発給申請書」）は大使館・領事館にあるので、他に必要なのは「顔写真２枚」「日本国籍を証明する書類」であるが、旅券のコピーを示すことができれば再発行等がスムーズになることがある[11]。そこで本研修では、日本から「旅券用顔写真２枚」「旅券のコピー」「戸籍抄本／謄本もしくは本籍記載のある住民票」（大使館・領事館への提出時点で発行から３ヶ月以内）を持参するように指導している。「日本国籍を証明する書類」は家族経由で日本からファックス等で写しを送ってもらうこともできるが、その家族が不在等の場合に時間がかかることが予想されるため、あらかじめ持参しておくのが好ましい。提出書類でさらに必要なものに、申請時に未成年者の場合の「一般旅券発給申請同意書」がある（在英国日本国大使館 HP からダウンロード可）。これも日本にいる法定代理人が不在の場合は送付まで時間がかかるので、あらかじめ日本から持参しておくのが望ましい。個人旅行なら事態が発生してから現地で対応すればよいかもしれないが、それがグループでは全体に影響があることが考えられる。

４．日本国籍でない参加者の査証取得と旅券

日本国籍所有者は英国にとって non-visa national なので、本稿でこれまでに述べたように、事前に日本国内で行う準備の少ない、簡略な扱いで済むのであるが、日本国籍でない学生が参加する場合は、あらかじめ個別に調べておく必要がある。通常こうした海外プログラムに学生を送り出すにあたって、日本国籍でない者を断ることはない（それをすれば国籍差別にあたる）ので、そのような申込者があれば、必ず対応が求められることになる。

その場合に、筆者は現在区別すべきものとして少なくとも３種類の参加者があるものと考えている。１つ目は日本国籍の参加者と同じように英国にとって non-visa national（正規の査証の取得が免除）となる国籍（日本以外）を持つ参加者の場合、２つ目は英国にとって visa national（正規の査証の取得が必要）となる国籍を持つ参加者の場合、３つ目は日本

11　旅券と旅券のコピーは別々の場所に保管すべきである。旅券に挟んでいる参加者を時折見かけるが、これでは片方を紛失したときに他方も同時に紛失してしまう確率が高い。

での特別永住者の場合である。特定の国が英国にとって non-visa national であるのか visa national であるのかは、Check if you need a UK visa（https://www.gov.uk/check-uk-visa）で調べることができる。国籍を選択し、訪問目的を study とし、滞在期間を 6 months or less として調べると、（正規の）査証の要不要が表示される。

１つ目の non-visa national と２つ目の visa national の場合は、そもそも日本に海外から留学にやってきており、日本には留学のための査証を取得した上で中長期に就学している（急いでいて観光ビザで入国した後に日本で滞在資格を留学に切り替えたケースもあるであろう）。この場合、日本に留学中にさらに第３国へ渡航することになるのだが、これについては原理的に禁じられているわけではなく、日本での在留期間の範囲内で short-term study（英国では定義上６ヶ月以内）を目的とした英国への渡航は問題ない。しかし、出身国で公的私的奨学金を得て日本に留学している学生の場合、その奨学金が留学先（この場合日本）での勉学専念義務を課して第３国への渡航を禁じている可能性もあるのではないかと思われ、念のために本人に確認を求める必要があるかもしれない。

３つ目の特別永住者も英国から見ると non-visa national であり（韓国と台湾の場合。北朝鮮の場合は visa national である。複雑さ回避のため、本当に申し訳ないことであるが、以降特別永住者と言った場合、筆者の知識不足のため、北朝鮮は対象から除外させていただく）、結局３つのいずれの場合も、旅券は出身国の発行したもので英国に向かうということになる（但し台湾の場合は正規査証の取得は不要なものの、英国入国に際して正規査証の申請に必要な書類を持参する必要があると Check if you need a UK visa は述べている）。但し、特別永住者の場合は、日本にある出身国の大使館・領事館で旅券の取得が可能である点に注意しておく必要がある。考えてみれば、そうでなければ、日本で生まれた特別永住者は出身国を訪問するときでも、旅券がなくて日本を出国できないことになってしまう。

ひとつ注意したいのは「みなし再入国」である。日本を出国する際に、３つのどのケースの場合でも、みなし再入国許可を希望する旨を、日本を出国する際に係官に申告する必要があるということである。逆に言えば、それさえすれば特に難しいことはないということでもある。みなし再入国許可とは、入管法第26条の２により、「我が国に在留資格をもっ

て在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするもの」(入国管理局(n.d.))のことであり、本研修に参加する外国人は九州大学の卒業を目指す学生なので、短期プログラム参加が目的の短期間の出国の場合には、みなし再入国許可の扱いが可能である。みなし再入国許可を日本出国にあたって申告するには、下記によることになる。みなし再入国の期限は旅券でなく、申告後に渡される再入国EDカードに記載される(このカードは旅券に貼付されるが、もし単独で紛失したとしても、みなし再入国時に係官は記録を参照できるので、入国自体は可能なはずである)。

> みなし再入国許可により出国しようとする場合は、有効な旅券(中長期在留者の方は旅券及び在留カード)を所持し、出国時に入国審査官に対して、みなし再入国許可による出国を希望する旨の意図を表明する必要があります。具体的には、再入国出国記録(再入国EDカード)に一時的な出国であり、再入国する予定である旨のチェック欄が設けられているので、同欄にチェックしていただき、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝えてください。(入国管理局(n.d.))

3つ目の特別永住者であるが、まず特別永住者とは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法[12]」に定められている資格で、戦後に朝鮮、韓国、台湾の主権が及ぶと考えられる方々を日本国籍から除外し、そうした方々が日本に永住する資格として定められたものである。そしてその子孫も同様の資格が与えられる。特別永住者の場合も、下記のようにみなし再入国許可が適用される。

> なお、有効な旅券と特別永住者証明書(特別永住者証明書の交付を受けていないときは、外国人登録証明書)を所持する特別永住者の

12 同法の条文については参考文献表を参照のこと。

方についても、みなし再入国許可の対象となります。特別永住者の方のみなし再入国許可の有効期間は、出国の日から２年間です。（入国管理局（n.d.））

日本への帰国の期間が２年間となっているが、本研修は３週間強のプログラムなので、１年でも２年でも違いはない。但し日本出国時の見なし再入国の申告にあたっては、旅券の他、日本の特別永住者証明書（特別永住者でなければ普通在留カードと呼ばれるものにあたる）が必要になるため、英国へ持参するのを忘れないように事前に指導・確認する必要がある。但し、実際に帰路日本へみなし再入国する場合は、特別永住者証明書はなくてもよいので、英国内で紛失した（盗難に遭った）場合は日本へ戻った後で再発行を受けることになる（入国管理局（2018.4.19）Q40）。

注意すべきは、日本を出国する際に、これらの参加者がみなし入国許可の申告を忘れるケースである。ED カードには期間内に再入国するかどうかを義務的に明記する欄があるため、実際には問題はないと思われるが、念のため、出国手続きの直前に、ひとりひとり該当者に注意喚起する機会を持つべきであろう。

残る問題は、２つ目の visa national の場合の査証である。１つ目の non-visa national と３つ目の特別永住者と日本国籍者の場合は、英国への short-term study において正規の査証の取得が必要ない（特別永住者の台湾の場合少しだけ違いがあるのは既述のとおり）[13]。これに対し、visa national の国籍となる参加者の場合は、英国への渡航のために、予め正規の査証が必要である。ケンブリッジ大学の International Student Office（2018）によると（そこに書かれていることを逐一挙げることは控えるが）、要は、プログラム開始まで３ヶ月を切ってからオンラインで申請（当然だが訪問する査証申請センターの選択などおびただしい質問項目がある）と支払い（現地通貨で97ポンド分）の後、必要書類（旅券と受入先からの visa letter）を最寄りの査証申請センターに出向いて提出する必要があり、指紋押捺と写真撮影がなされ（場合によっては面接も）、査

13　特別永住者でない non-visa national の場合でも、台湾のように、本研修で発行されるような visa letter だけではなく、正規査証を申請するときと同じ書類の携行が求められる場合がありうるので、Check if you need a UK visa 上での確認が必要である。

証の許可の有無の判断は概ね３週間程度まで、許可されれば旅券上に査証が記載され、コピーを受入先に本人が送付、といった手順である。発行までの目標期間は営業日15日以内（申請順）、５日以内（順番をある程度繰り上げる）、24時間以内（最優先扱い）から選択するようになっており、料金が異なる。これ以外の英国入国や受入先での手続き等は non-visa national の場合と同じである。visa letter を早めに受入先から入手する必要があることに留意すべきである。

５．日本国籍でない参加者が旅券を紛失した場合

実は日本国籍でない参加者の場合、査証関係よりも、むしろプログラムが行われる第３国で旅券を紛失した場合の方が話が複雑になる。残念ながら本研修でも現地で日本国籍の参加者が旅券を紛失し、在英国日本国大使館で再発行を受けたことがある[14]。従って、日本国籍でない参加者が出身国の旅券を紛失する事態もあり得ないとは言えず、備えとしての知識が必要になるものと思われる。出身国発行の旅券を所持しているので、現地で紛失した場合には、第３国にある出身国の大使館が関係することになるが、再発行等の方法や期間等が発行国によって異なるため、参加者の出身国別に調べなければ確たることはわからない。また、紛失して（あるいは盗難に遭って）再発行される場合に、出身国から日本への留学にあたっての渡航関係のスタンプ類がなくなってしまっていること、あるいは日本の場合の帰国のための渡航書と同等の扱いを受ける場合に、帰国するのは日本ではなくて出身国になるのかといった問題が頭をよぎる。結局は出身国別に出身国での扱い日本での扱いを調べるしかないのだが、典型的な場合として、ここで本研修の日本国籍でない参加者のケースについて考えたい（残念ながら前節までとは異なり、突き詰め切れない部分が残る）。３つのケースについて扱うことになるが、いずれも稿に起こすことについては本人の了承を得ているものの、個人情報保護のため、氏名と国名は明かさず、タイプ毎に見ていきたい。

14　現地滞在期間の早いうちであったため、参加者本人が、現地のケンブリッジ大学の学生（プログラムのアシスタント）の付き添いで、申請と受取の計２回、ロンドンにある在英国日本国大使館に出向いた。事前研修中に用意することを指導していた必要書類等は日本から持参していたため、スムーズに手続きができた。現地の授業は１コマ75分を１回休むだけで済んだ。

最初は英国にとって non-visa national の留学生の場合である[15]。この参加者の出身国の在英国大使館では、英国滞在中に旅券を紛失した場合（盗難に遭った場合）、再発行に 5 日間かかる。その他の細かい必要書類等はウェブサイトで把握できるので、当該参加者の責任において事前に準備をしてもらうべく、その内容を予め報告させるつもりである。なお、参加者が変わりその出身国が変わる毎に引率教員自らがその国の定める詳細をすべて調べて把握すべきであると主張するのには現実問題無理があるので、本人に調べてもらうことでよいように思われる。但し、場合によっては現地で対応にかなりの出費を強いられる可能性もあるので、自分で調べる義務を果すことを参加の条件にしておくべきではないかと考えられる。

この場合、旅券紛失（盗難）によって、日本に留学を開始したときの留学ビザの痕跡が消失してしまっているのだが、この状態で日本に見なし再入国できるのかどうかは本稿執筆段階では調べ切れていない。しかし参加者当人の心づもりとしては、いざとなれば帰路観光目的で日本に入国し（この参加者は偶然日本にとって non-visa national なので、観光目的ならビザ無しで入国できる）、速やかに日本国内で留学での滞在に切り替える手続きを取るとのことであり、当初日本に留学のため入国したときも観光目的で入国し、しかる後に留学に切り替えたとのことである。しかし英国にとって non-visa national の参加者の場合でも、日本にとって visa national である場合には、このような日本への帰国方法は取れないであろうから、このような参加者が現れた場合には、英国での旅券紛失（盗難）の際に、日本へ入国できるのかどうかを調べなければならない。この点に関しては本稿で課題として残る部分である。

なお、件の参加者が英国で旅券を紛失する（盗難に遭う）のが、再発行では日本への帰国に間に合わないタイミングであった場合には、日本国籍者の場合の帰国のための渡航書にあたるもの（emergency certificate）があるとのことである。ただしこの場合は、旅券未所持となるため、日本に戻っても入国できない（恐らく英国での搭乗手続きで拒否されるものと思われる）。従って、出身国へ直行する飛行機の航空券を別途購入し、研修グループ本体から分流して単身出身国へ帰国し、そこで改めて

15　3 つのケースについて、筆者が参加者の出身国の大使館 HP 等を参照した部分もあるのだが、URL 等を明かすと出身国がわかってしまうため、省略させていただくことをおゆるしいただきたい。

旅券を取得して日本へ戻ることにならざるを得ない。この場合、どのみち研修グループ本体から分流してしまうのであれば、単身英国に残留して、旅券の再発行を受けてから遅れて日本に向かう（観光目的で入国して査証は改めて取得する）という選択肢もあるであろう。英国での滞在費は余計にかかるが、帰路の航空券代金や払い戻し等の可能性も勘案すると、どちらがより金銭的負担や手間の観点から有利であるかは比べてみないとわからない。いずれの場合も引率教員が同行するわけにはいかないのだが、本人は日本に留学に来る時点で単身渡航してきている身であり、日本国籍の参加者に比べれば比較的問題が少ないものと思われる。ただし、出身国へ直帰する場合、あるいは遅れて日本へ帰国する場合に、日本出国前に加入した海外旅行保険がどの時点まで有効でそれ以降が無保険状態になることになるかという問題もある（これも現段階では調べ切れていない）。帰路は一部無保険状態の可能性があることに関して注意喚起が必要であろう。なお、旅券でなく在留カードを紛失した場合、みなし再入国自体は可能である（入国管理局（2018b）Q170）。

次は英国にとって visa national の留学生の場合であるが、基本的には non-visa national の場合と同様である。この学生の出身国の場合、現地で旅券を紛失した場合の再発行は４～６週間かかるとのことで、仮旅券（有効１年）（発行には元の旅券のコピーと national identification card のコピー、写真、警察への届が必要）の取得が現実的だそうである。日本なら査証なしでも15日間滞在できるとのことだ。紛失が在留カードの場合でも、みなし再入国自体は可能である（入国管理局（2018b）Q170）。

さらに、特別永住者の場合である。本研修の特定の参加者のケースでは、英国で旅券を紛失した（盗難に遭った）場合、同じ旅券の再発行ではなく、旅券の更新として扱うが、それには３～４週間かかるとのことで、23日間の本研修の場合は現実的でない。更新の代わりに、臨時旅券（筆者は、これは結局日本国籍の場合でいう帰国のための渡航書にあたるものと感じている）が発行されるそうだが、その場合は身元が確認され次第の発行とのことで、やはり旅券のコピーをはじめ、出身国の在日本大使館・領事館で旅券発行を申請する場合に必要となる書類（出身国の戸籍謄本、家族関係証明書など）を英国に持参すべきである。臨時旅券の場合は、日本に戻り、（既述のとおり特別永住者証明書の有無に関係なく）再入国できる（但し、英国での搭乗手続上特別永住者証明書かその

コピーが必要)。従って、英国から出身国へ直帰しなければならないケースというのは考えにくい。

６．終わりに

本稿では、海外短期プログラムのための査証と旅券の取得と、現地で旅券を紛失した場合について、日本国籍の参加者とそれ以外の３種類の参加者の場合に分け、準備や注意点について考察した。すみずみまでクリアになったわけではなく、筆者にとって不明な部分も残っており、最後はそれぞれのケースで本人も含めて調べるべきという平凡な結論ではあるが、少しは理解が深まったように思う。

査証や旅券の他にも、日本国籍以外の参加者があった場合に、海外旅行保険、携帯電話、クレジットカードなど、気になることがいくらでもあるが、将来の課題とする。

本稿で扱った事項は、海外渡航に関する情報をしっかり持っている部署にとっては、恐らく当然のことばかりかと思われる。この知識や知恵の偏在自体克服方法を論ずるべき課題であろうが、本稿ではそこまで立ち入らない。

参考文献

在英国日本国大使館（2018.12.2 ７）2019.1.3アクセス．https://www.uk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

鈴木右文（2013）『ケンブリッジ大学英語・学術研修への招待　名門校で学ぶ、暮らす、国際人になる』九州大学出版会．

入国管理局（2018.4.19）「特別永住者の制度が変わります！よくある質問」2019.1.12アクセス．http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-5.html

入国管理局（2018b）「新しい在留管理制度がスタート！よくある質問」2019.1.12アクセス．http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_ １/q-and-a_page3.html

入国管理局（n.d.）「みなし再入国許可（入管法第26条の２）」2019.1.9アクセス．http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/minashisainyukoku.html

e-Gov.（2014）「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」2019.1.7アクセス．http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000071

International Student Office（2018）“Applying for a short-term study visa,” The University of Cambridge.

Visas and Passports for Short-Term Study
―Japanese and Foreign Students―

Yubun SUZUKI

In this paper, the author argues that accompanying staff members of an overseas short-term program should be fully aware, for the sake of security, how the participants should prepare an appropriate short-term study visa and get ready for a possible loss of a passport. This is based on his own experience as the coordinator of the 23-day English and academic program at the University of Cambridge with Japanese and non-Japanese students including non-visa nationals, visa nationals, and special permanent residents of Japan. When non-Japanese students studying at a Japanese university or college visit an overseas country for a short-term program, they have to obtain a different visa status depending on whether they are “non-visa nationals or special residents of Japan” or “visa nationals”. They and the accompanying staff are also required to realize what they must do before leaving Japan and what they ought to do in the case of students losing their passport during the overseas program. This is because the answer is different depending on which nation they are originally from. The knowledge and suggestions in this paper might be familiar to professional program coordinators, but the author hopes they will be of help to those who are trying to establish a new overseas program with their own single-handed effort.